

山梨県教育委員会における採用等に係る働きかけについての取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、採用等に係る働きかけがあった場合の取扱について必要な事項を定めることにより、採用等の公平、公正及び信頼の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「働きかけ」とは、教育長並びに教育委員会事務局及び教育委員会の所管に属する教育機関の職員(以下「職員」という。)に対し、次に掲げる職務上の行為をさせるように、又はさせないようにするために、要望、提案、苦情等を伝え、又はあっせん行為を行うものをいう。ただし、公式若しくは公開の場でなされたもの又は書面によりなされたものは除く。

- (1) 県費負担教職員、県立学校の教員、実習助手、寄宿舎指導員、学芸員、司書又は文化財主事(臨時的任用職員及び非常勤職員を含む。)の採用(校長の採用を含む。)昇任又は転任(配置換を含む。)に関する事。
- (2) 山梨県公立高等学校入学者選抜に関する事。

(説明及び記録等)

第3条 職員は、働きかけ(前条各号に係る制度等の改善に資するものを除く。)を受けた場合は、相手方に対し、当該働きかけが撤回されないときは当該働きかけの内容を記録すること並びに当該記録は山梨県情報公開条例(昭和61年山梨県条例第2号。以下「情報公開条例」という。)に基づく開示請求の対象となり原則として開示されること及び当該記録が公表されることについて説明し、撤回を促すものとする。

2 職員は、前項の説明を行い、撤回を促した場合において、当該働きかけが撤回されないときは、当該働きかけを拒否するとともに、速やかにその内容を記録票(別記様式)に記録するものとする。

3 職員は、前条各号に係る制度等の改善に資する働きかけを受けた場合は、相手方に対し、当該働きかけの内容を記録すること並びに当該記録は情報公開条例に基づく開示請求の対象となり原則として開示されること及び当該記録等が公表されることについて説明するとともに、速やかにその内容を記録票に記録するものとする。

(報告等)

第4条 職員は、前条第2項又は第3項の規定により記録したときは、当該働きかけの内容について、記録票を用いて所属長に報告するものとする。

2 前項の報告を受けた所属長は、当該働きかけの内容に係る事務を所管する課長(以下「所管課長」という。)にその内容を報告するものとする。

3 前項の報告を受けた所管課長は、報告を受けた働きかけに対する対応方針案を付したうえで教育長にその内容を報告するとともに、記録票の写しを総務課長に送付するものとする。

4 前項の報告を受けた教育長は、速やかに対応方針を決定し、教育委員会にその内容を報告するものとする。

5 職員は、働きかけ(第2条各号に係る制度等の改善に資するものを除く。)を上司から受けた場合は、直接、教育委員に報告するものとし、当該報告を受けた教育委員は、教育

委員会にその内容を報告するものとする。

- 6 前項の報告を受けた教育委員会は、報告を受けた働きかけに対する対応方針を決定するものとする。
- 7 第4項及び前項により対応方針が決定された後、働きかけを受けた職員は、働きかけを行った相手方にその対応方針を通知するものとする。
- 8 対応方針を通知した職員は、対応結果を記録票に記録したうえで、記録票を用いて所属長に報告するものとする。
- 9 前項の報告を受けた所属長は、当該働きかけの内容に係る所管課長にその内容を報告するものとする。
- 10 前項の報告を受けた所管課長は、教育長にその内容を報告し、教育長は教育委員会にその内容を報告するものとする。

(記録票の保管及び開示)

- 第5条 記録票は、山梨県教育庁行政文書管理規程(平成18年山梨県教育委員会訓令甲第2号)第32条又は山梨県立学校処務規程(昭和36年山梨県教育委員会訓令甲第4号)第21条に基づき3年間保管するものとする。
- 2 記録票は、情報公開条例第2条第2項に規定する行政文書として開示請求の対象となる。

(公表)

- 第6条 総務課長は、記録票を県民情報センターで閲覧に供するとともに、記録票の概要を教育委員会のホームページにおいて公表するものとする。

附 則

この要綱は、平成21年1月23日から施行する。

別記様式(第3条関係)

記 録 票

作成年月日	平成 年 月 日
作成所属	
相 手 方	住所
	氏名
	役職名等
受付日時	平成 年 月 日 時 分 ~ 時 分
受付方法及び場所	方法 : 1 口頭 2 電話 3 その他() 場所 : ()
対応職員	職氏名
記録者	職氏名 対応職員と記録者が異なる場合のみ記載
働きかけの内容	
記録票開示等の説明状況	1 有 2 無 状況 : ()
対応内容	
対応方針	
対応結果	
備考	